

## 和歌山市地域活性化起業人制度募集要領

和歌山市では、総務省の地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）を活用し、マーケティングに基づき、中長期的な展望に立った本市観光の方向性を示し、地域の魅力を最大限に生かしたコンテンツ造成、観光客の誘客プロモーションなどの取組みを行うとともに、それを推進するため、和歌山市観光課や（一社）和歌山市観光協会（以下「観光協会」という。）の役割分担をはじめとした観光行政全般の見直しの助言を行う豊富な知識、経験、ネットワークをもつ人材を募集します。

### 1. 事業概要

本市と人材を派遣する企業（以下「派遣元企業」という。）との間で、社員の派遣と市の指定する業務への従事に関する協定を締結した上で、当該企業の社員（以下「派遣社員」という。）を派遣していただきます。

派遣された社員は本市において、そのノウハウや知見を最大限発揮し、「2. 業務内容」の業務に従事していただきます。

### 2. 業務内容

地域DMOとして登録されている観光協会は、地域が「稼ぐ」ことのできる観光を推進する中核組織として、観光マネジメントやマーケティングを行い、地域とともに観光資源や立地環境を活かした国内外からの観光誘客を図る役割を担っています。そこで、観光協会が地域観光の中核組織となるよう、次に掲げる事項の業務に従事してもらいます。

（1）観光振興事業のマネジメントに関すること。

（マーケティング、観光方針の提示（これから先の観光のニーズ、トレンドや旅行形態の変化などの見通しの提示も含む）、コンテンツの企画・販売、誘客プロモーションなど）

（2）和歌山市と観光協会の役割の見直しに関すること。

（3）観光協会の組織体制の見直し及び強化に関すること。

（4）観光協会の自主財源の確保に関すること。

（5）人材育成に関すること。

（6）その他観光振興に関すること。

※目的達成のための、より良い変更を妨げません。

### <推進イメージ>

#### ◆初年度

本市観光データ等からマーケティングの実施

本市観光資源等の現状分析

本市観光の方向性の提示及びコンテンツ造成やプロモーションの実施計画の作成

上記実施計画に基づき、観光協会の組織体制や役割の見直し及び改善案の立案

## 自主財源確保の検討

### ◆ 2年目

見直した運営体制での推進

本市観光資源等のブラッシュアップ

実施計画に基づくコンテンツ造成や誘客プロモーションの実施

自主財源確保に向けた取組の遂行

人材の育成指導

### ◆ 3年目

運営体制の強化

本市観光資源等のブラッシュアップ

実施計画に基づくコンテンツ造成や誘客プロモーションの実施

自主財源確保に向けた取組の遂行

人材の育成指導

## 3. 募集人数

1名

## 4. 募集要件

### (1) 派遣元企業に関する要件

次の条件のすべてを満たさなければならない。

- ・三大都市圏内（国土利用計画に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）に所在する企業等であること。
- ・地域活性化起業人制度の趣旨に賛同し、地域活性化起業人を本市に派遣すること。

### (2) 派遣社員に関する要件

次の条件のすべてを満たさなければならない。

- ・三大都市圏に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外の支店等に勤務する者を含む。）であること。ただし、当該企業等に入社後2年未満の者は除くものとし、企業等からの派遣の際、現に本市の区域内に勤務する者を除く。
- ・地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない者であること。
- ・心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる者であること。
- ・コミュニケーション能力、交渉力が高く、各主体を調整しながら事業を実現することができ、観光分野で必要な知識・経験を持ち、何事にもチャレンジできる者であること。
- ・道路交通法第84条第3項に規定する普通自動車免許を有している（ペーパードライバーでなく、実際に運転できる）者であること。
- ・パソコン（ワード・エクセル・パワーポイントなど）の一般的な操作のできる者であること。
- ・SNS等のWEBを活用した情報発信ができる者であること。

- ・土・日及び祝日の勤務など不規則な職務に対応できる者であること。

## 5. 派遣形態

派遣元企業の身分を有したままとする在籍派遣となります。給与等の支給、社会保険等、年次有給休暇の付与等は、派遣元企業の規定によります。

## 6. 派遣期間

6か月以上3年以内。協議により期間を決定します。(ただし、当該負担金の予算成立を条件とします。)

## 7. 受入時期

令和7年4月から(具体的な受入開始月日は協議の上決定します。)

## 8. 主たる勤務地

派遣期間中は、和歌山市の休日を定める条例(平成元年12月21日和歌山市条例第62号)に規定する日を除いた日の半数以上を和歌山市内で勤務するものとします。

## 9. 勤務条件

派遣職員の勤務時間、休憩時間、休日等については、和歌山市の例に従います。ただし、和歌山市と派遣元企業との協議により調整できるものとします。

## 10. 費用負担

派遣社員に関する給与、賞与、諸手当、健康保険・厚生年金保険・雇用保険・介護保険・労働者災害補償保険の事業主負担分、及び退職金引当に係る相当額(以下「給与等相当額」という。)並びに派遣社員の派遣期間中の和歌山市の用務に係る旅費(和歌山市の条例、規則その他の規程に従う。)相当額(以下「旅費相当額」という。)は、負担金として、派遣元企業の請求に応じて本市が負担します。ただし、給与等相当額及び旅費相当額の合計額については、年額金5,600,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を上限とし、各年度において派遣受入期間が1年に満たない場合は、月の初日を基準日として月割により計算した額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

(例) 令和N年度の派遣受入期間が令和N年9月1日から令和N+1年3月31日までの場合、派遣社員1名つき3,266,000円(5,600,000円×7月÷12月=3,266,666円)が上限となります。

## 11. 申込手続き

### (1) 申込

以下の書類を電子メールで提出してください。また、書類を提出した旨の電話を併せてお願いいたします。

ア 和歌山市地域活性化起業人申出書（様式1）

イ 会社概要（様式2）

ウ 派遣社員職務経歴書（様式3）

エ 企画提案書（様式4）

オ 作文（様式5）

派遣社員自身が「地方都市和歌山市が観光客から選ばれるための方向性について」をテーマに800字以内で作文してください。

(2) 提出・問い合わせ先

和歌山市産業交流局観光国際部観光課 宛

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

Tel: 073-435-1234

Mail: kanko@city.wakayama.lg.jp

12. 募集期間

令和6年12月16日（月）から令和7年1月29日（水）まで

それぞれ、次のとおり予定しています。

募集開始	令和6年12月16日（月）	
質問の受付	令和7年 1月20日（月）	17時15分まで
募集終了	令和7年 1月29日（水）	17時15分まで
面接審査	令和7年 2月10日（月）	（予定）
派遣元企業及び地域活性化起業人決定通知	令和7年 2月	（予定）
派遣に関する協定書締結	令和7年 3月	（予定）
派遣開始	令和7年 4月 1日（火）	（予定）

13. 質問の受付及び回答

本募集に関して質問がある場合は、原則として個別の対応を行わないため、次のとおり質問書を提出してください。

(1) 質問方法

電子メールで提出してください。なお、件名を「地域活性化起業人募集に係る質問」とし、質問書（様式6）を添付してください。送信後、電話にてメールの着信の確認を行ってください。

(2) 提出期限

令和7年1月20日（月）17時15分（必着）

(3) 提出先

和歌山市産業交流局観光国際部観光課 宛

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

Tel: 073-435-1234

Mail: kanko@city.wakayama.lg.jp

#### (4) 回答方法

令和7年1月24日（金）17時15分までに、本市ホームページにおいて、質問者を特定することができないようにしたうえで、質問及び回答を掲載（公開）します。

#### (5) 注意事項

電話及び口頭による質問や期限後の質問は一切受け付けません。

### 14. 選考方法

書類審査及び派遣元企業のご担当者、派遣予定社員と面接（オンライン可）を行い選考させていただきます。選考後、派遣元企業のご担当者と受入条件、費用負担等について協議を行い、協議内容に基づく協定書案を作成します。本市と派遣元企業でそれぞれ合意の上協定を交わし、派遣を開始します。

#### (1) 選考委員（予定）

観光協会理事のうち3名、観光協会事務局長  
和歌山市産業交流局長（観光協会専務理事）

#### (2) 面接日

令和7年2月10日（月）予定

※面接に要する交通費、宿泊費及び通信費等は派遣元企業負担となります。

#### (3) 選考結果の報告

結果（内示）は、文書で通知します。

### 15. その他

(1) 地域活性化起業人の要件等の詳細は、総務省の「地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）推進要綱」に定めるところによります。

(2) 募集に対する応募に関する一切の費用は、派遣企業の負担とします。

(3) 提出された申出書等の書類は返却いたしません。

(4) 申出書等の審査内容及び審査経過は原則として公表しません。

(5) 審査結果について、一切の異議申し立てを出来ないものとします。

(6) 募集スケジュールに変更ある場合は、その都度派遣企業に通知します。